

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：産業労働局

機関名称	東京都中小企業調停審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	中小企業団体の組織に関する法律第81条、中小企業等協同組合法第9条の2の2、中小企業者の事業活動の調整に関する法律第5条及び第6条、東京都中小企業調停審議会条例
設置年月日	1958-07-01
機関の目的・所掌内容	・組合協約に関する重要事項の調査審議・事業協同組合と取引事業者との団体協約につき斡旋、調停の場合の審議等
委員数	5 名 (うち、女性委員数 2 名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	個別当事者の取引条件や企業の事業活動に関する情報を保護するため
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	個別当事者の取引条件や企業の事業活動に関する情報を保護するため
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	産業労働局 商工部 調整課 電話番号：03-5320-4759